

第70回国民体育大会実施要項総則

開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするスポーツの祭典である。

和歌山県で開催する第70回国民体育大会「紀の国わかやま国体」は、県民が夢と感動を共有し、交流の輪を広げる「和歌山を元気にする国体」、スポーツ王国・和歌山を復活させる「国体を契機としたスポーツの振興」、心豊かでたくましい人づくりをはじめとした地域おこしを推進する「活力に満ちたふるさとづくりに寄与する国体」、いつまでも心に残るまごころのこもったおもてなしや多種多様な地域資源で温かくお迎えする「和歌山の魅力を全国に発信する国体」という4つの基本目標を掲げ、県民が一丸となって「躍動と歓喜、そして絆」が実感できる大会を開催する。

実施方針

1 実施競技

正式競技	特別競技
陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ	高等学校野球

2 会期及び会場地

会期	会場地	会場地数
平成27年9月26日(土) ～10月6日(火) [11日間]	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、日高町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、那智勝浦町、北山村、串本町、滋賀県大津市、兵庫県三木市、神奈川県伊勢原市	12市12町1村
※バスケットボール競技会 下記日程で実施 平成27年9月22日(火) ～26日(土) [5日間]	和歌山市、海南市	2市
※水泳・体操・セーリング競技会 下記日程内で実施 平成27年9月6日(日) ～13日(日) [8日間]	和歌山市、大阪府門真市	2市

3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例（TUE）」の手続きを行うこと。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第70回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本体育協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。
- b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学3年生）に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

- a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。
- b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)b について、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育（スポーツ）協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第68回又は第69回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第68回又は第69回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a 及び b は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

c ふるさと選手制度を活用する者(別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者(別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。)

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

d JOC エリートアカデミーに在籍する者(別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。)

e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本体育協会(以下「日本体育協会」という。)公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

なお、第70回大会における特例として、平成27年10月1日付の登録手続きを行う者(平成27年10月1日付認定予定者)の取り扱いについては、各競技において別に定める。(〇頁「第70回国民体育大会における監督への公認スポーツ指導者資格の義務付けに係る取り扱いについて」参照)

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと(別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）
- (ウ) 勤務地
- (エ) 別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、平成27年4月30日以前から本大会終了時（平成27年10月6日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

- a 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 一家転住に係る者
- b 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

- (ア) 成年種別に参加する者は、平成9年4月1日以前に生まれた者とする。
- (イ) 少年種別に参加する者は、平成9年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者とする。
- (ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成27年4月1日を基準とする。

イ 日本体育協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者）とする。

- (4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本体育協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本体育協会がその可否を決定する。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

- (1) 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

- ア 居住地を示す現住所
- イ 勤務地
- ウ ふるさと

- (2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

- (3) 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- (4) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。
なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- (5) 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- (6) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- (7) 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本体育協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

- 1 以下の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育(スポーツ)協会(以下「都道府県体育協会」という。)及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3【JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、次の(1)に該当する者については、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕及び別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の(2)～(4)の特例を適用する。

(1) 対象者

ア 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者

イ 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

(2) 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

(1)アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

(3) 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

(1)イに定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」(2)に定める卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

なお、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

(4) 国内移動選手の制限に係る例外適用

(1)アに定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] (1)イに定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

別記4【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

(1) 第30回オリンピック競技大会（2012年・ロンドン）に参加した者

(2) 平成27年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者

ア JOC アスリートプログラム強化指定選手

イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 平成 27 年 4 月 30 日以前から大会終了時（平成 27 年 10 月 6 日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 平成 27 年 4 月 30 日以前から大会終了時（平成 27 年 10 月 6 日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記 5 【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県 の 6 県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- (ア) 平成 23 年 3 月 11 日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の学校教育法第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。
 - (イ) 災害が発生しなかったと仮定した場合、平成 27 年 4 月 30 日以前から各競技会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。
- (2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第 68 回及び第 69 回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－（１）－１）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- (ア) 平成 23 年 3 月 11 日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。
- (イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が平成 27 年 4 月 30 日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本体育協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 70 回大会に参加した者が、第 71 回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－（１）－１）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

- <例>
- 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
 - 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合
 - 他の都道府県に避難先を移す場合

- (3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

- ① 卒業中学校または卒業高等学校の所在地
- ② 災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

平成 23 年度～平成 24 年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者。

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

- (1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第 1 位から第 8 位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第 3 位以下を切り捨てる。

		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
種別	4 人以下	24 点	21 点	18 点	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
	5 人以上 7 人以下	40 点	35 点	30 点	25 点	20 点	15 点	10 点	5 点
	8 人以上	64 点	56 点	48 点	40 点	32 点	24 点	16 点	8 点
種目	—————	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

〔注〕「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は 10 点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

- (2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。
 ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。
- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表 彰

- (1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。
- (2) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (4) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (5) 各競技の各種別及び各種目などの第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、更にその都道府県名と個人名を記載したもの、又は都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

- (1) 都道府県の体育協会会長（代表者）及び各競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込みものとする。
- (2) 参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込締切日

締 切 日	競 技
①平成27年8月20日(木)	水泳、ボート、体操、レスリング、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ
②平成27年9月2日(水)	陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、バレーボール、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレ射撃、なぎなた、高等学校野球

- (4) 参加申込様式は、日本体育協会が実施競技団体と協議の上、作成する。
- (5) 参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、次のア～ウ宛に所定の様式にて届け出なければならない。
 - ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局
 - イ 紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会事務局
 - ウ 紀の国わかやま国体各競技会場地市町村実行委員会事務局
 なお、日本体育協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

10 大会参加負担金

- (1) 本大会に選手団（視察員を除く。）を派遣する都道府県体育協会は、一人当たり次のとおり参加負担金を納入する。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	1,500 円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	2,000 円

- (2) 大会参加負担金は、各都道府県体育協会できりまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限

平成 27 年 9 月 2 日（水）

イ 納入先

みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729

公益財団法人日本体育協会

11 宿泊申込

大会参加者は、紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込む。

12 都道府県選手団本部役員編成及び視察員

- (1) 都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。

ア 参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。

イ 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。

ウ 参加選手 300 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

- (2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。

- (3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。

なお、帯同するスポーツドクターは日体協公認スポーツドクター資格を有する者とする。

- (4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、アスレティックトレーナーを帯同できる。

なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日体協公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

- (5) 都道府県選手団本部役員の 1 日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。

- (6) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、平成 28 年以降の国民体育大会の開催が決定又は内定している県については、岩手県 100 名以内、愛媛県及び福井県 60 名以内、茨城県及び鹿児島県 40 名以内とする。

- (7) 都道府県選手団本部役員及び視察員の参加申込は、平成 27 年 9 月 2 日（水）までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

13 大会参加章、大会参加記念章及び視察員章の交付

大会参加章、大会参加記念章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 大会参加章
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員
- (2) 大会参加記念章
公開競技・デモンストレーションスポーツ参加者
※ 公開競技参加者への交付は、中央競技団体との協議による。
- (3) 視察員章
視察員

14 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章、大会参加記念章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、所属都道府県を明示したユニフォームを着用しなければならない。
- (3) 各都道府県の代表選手は、大会期間中の競技中を除き、常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。

15 個人情報及び肖像権に関わる取り扱い

日本体育協会、紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会、紀の国わかやま国体各競技会場地市町村実行委員会及び国民体育大会実施競技中央競技団体（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取り扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 総合プログラム及び競技別プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載

- (ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】
- (2) 肖像権に関する取り扱い
 - ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。
 - イ 写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。
 - ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配付されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。
- (3) 対応
 - ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。
なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。
 - イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

16 都道府県大会及びブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本体育協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本体育協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。
- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込み。なお、参加は1人1競技に限る。
- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は日本体育協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。
- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

- (7) 競技運営に差し支えない限り、和歌山県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

17 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本体育協会及び都道府県体育協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む)、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金(一人あたり1,000円)を、日本体育協会に納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については別途日本体育協会から都道府県体育協会へ通知する。

18 文化プログラム

文化プログラムは、次表のとおりとし、実施については、「文化プログラム実施基準」に基づくものとする。

平成27年2月27日現在

文化プログラム	会場地
和歌山城天守閣 常設展	和歌山市
茶室「紅松庵」でお抹茶体験	
名勝西之丸庭園(紅葉溪庭園)及び御橋廊下見学	
和歌山公園動物園	
わかやまスポーツ伝承館 常設展	
第36回市民文化まつり	
和歌山市立こども科学館	
和歌山公園桜まつり	
県立博物館 企画展「みほとけのすがた」	
県立近代美術館 企画展「リアルのリアルのリアルの」	
紀伊風土記の丘 春期企画展「紀の川の青い石」	
県立近代美術館 コレクション展2015-春「版画」の明治	
「花百彩」キャンペーン	
ピティナ 室内楽コンサート	
古文書から探れ!地域のみぢかな歴史	
県立博物館 特別展「高野山開創と丹生都比売神社」(仮題)	
子どもなかよしまつり・音楽大行進	
県立図書館 室内楽定期演奏会 vol.9 田村響 ピアノ・リサイタル	
第10回わかやまマジカルミュージックツアー	
第53回和歌山県美術家協会展 和歌山展	
HOMIES 5th Anniversary	
和歌浦漁港朝市「おととつと広場」	

文化プログラム	会 場 地
さだまさしコンサートツアー2015	和歌山市
県立近代美術館 企画展保田春彦・龍門「2人の軌跡展」(仮称)	
第71回日本ユネスコ運動全国大会 in 和歌山	
県立近代美術館 コレクション展 2015-夏「くりかえしの美」	
県立博物館 企画展「きのくに・漢詩の世界」(仮題)	
平成27年度歌舞伎鑑賞入門公演	
県立図書館 室内楽定期演奏会 vol.10 CALEFAX リード・クインテット コンサート	
和歌山市美術展覧会	
第5回関西元気文化圏推進フォーラム ユネスコ無形文化遺産「那智田楽」熊野に息づく伝統と文化(仮題)	
「海百涼」キャンペーン	
本でたどる和歌山のスポーツ	
建築技師松田茂樹の仕事展 ～地震に耐え燃えない美しい建築物を～	
プラハ放送交響楽団	
県立図書館 エントランスコンサート	
「海鼠壁の武家屋敷・旧和歌山藩士大村孫兵衛長屋門」講演会	
講演会「紀州の忍術で社会を明るく！」～「正忍記」から学ぶ現在社会を生きる知恵～	
県立近代美術館 企画展「なつやすみの美術館5」(仮称)	
近代スポーツと国民体育大会ー紀の国わかやま国体・わかやま大会への道ー	
県立博物館 企画展「わかやま城探検」(仮題)	
和歌山城納涼ナイター	
紀伊風土記の丘 夏期企画展「江戸時代の考古学」	
港まつり花火大会	
おどるんや～第12回紀州よさこい祭り～	
県立図書館 サマー遊 ing	
紀州おどり「ぶんだら節」	
和歌山ジャズプレイヤーズ協会 定期演奏会	
レニングラード国立舞台サーカス	
UNESCO 創立70周年記念 平和の鐘 打鐘会	
和歌山市民オペラ協会第20回定期公演 オペラ「夕鶴」	
孫市の街！市駅夏祭り PASSION SUMMER22	
「食百膳」キャンペーン	
全国スポーツ写真展	
和歌山県スポーツミュージアム	
県立近代美術館 企画展～日本画の魅力～和歌山ゆかりの作家を中心に(仮称)	
第2回“おとのわ”コンサート 「世界へ～音のかけ橋」	

文化プログラム	会 場 地
わかふるコンサート万葉館お月見コンサート	和歌山市
WAKAYAMA SALONE 2015	
県立博物館 高野山開創 1200 年記念特別展 「弘法大師と高野参詣」(仮題)	
県立近代美術館 コレクション展特集展示「生誕 120 年 逸見享」	
第 3 回紀州夢祭り	
スタインウェイを弾いてみよう	
紀の国水中写真展	
第 43 回和歌山県新人演奏会	
紀の国わかやま国体・大会応援前夜祭クラシックオーケストラコンサート	
第 10 回和歌山県民俗芸能祭	
ワンコインコンサート vol.5	
紀伊風土記の丘 秋期特別展「紀伊の地、大いに震ふ」	
ポーランド国立ワルシャワ室内歌劇場オペラ「フィガロの結婚」	
第 17 回万葉薪能	
フラメンコの祭典 2015in 和歌山ポルトヨーロッパ	
親子でコンサートに行こう	
第 2 回和歌山ハワイアンフラコンサート	
紀ノ国の女王伝説・現代に甦る名草戸畔	
まちなかキャンドルイルミネーション・竹燈夜	
和歌山公園菊花展	
第 15 回マジックフェスティバル	
(一社)表千家同門会和歌山県支部設立 60 周年記念 紀州東照宮献茶式	
紀州漆器伝統産業館 常設展	
海南軽トラ市	
亀池さくらまつり	
菓子祭り	
立神神社「春まつり」の大餅投げ	
きのくに海南歩つとウォーク	
馬鈴薯音楽会	
県立自然博物館特別展 「水辺で生きる昆虫」ー和歌山の水生昆虫大集合ー	
かいなん夢風鈴まつり	
ふるさと海南まつり	
下駄市	
下津ふるさとまつり	
海南市美術展	
みかん祭り	
泣き相撲	
海南市下津町総合文化祭	

文化プログラム	会 場 地
パイル織物資料館 常設展	橋本市
橋本市郷土資料館 常設展	
あさもよし歴史館 常設展	
前田邸 常設展	
利生護国寺(国指定重要文化財)	
アザレア映画鑑賞会	
第8回橋本市高野口公園桜まつり	
みどりのさくらまつり	
子安地藏寺の藤見学	
高野口文化フェスティバル	
恋し野寄席	
恋野あじさいまつり	
紀見北8区合同夏祭り	
紀の川橋本 SUMMERBALL	
第15回橋本市教育フォーラム	
嵯峨谷の神踊り(県指定無形民俗文化財)	
光三宝荒神社の献灯祭	
隅田八幡神社の秋祭り	
橋本だんじりまつり	
橋本市歩行者天国	
高野口地区公民館文化祭	
橋本市ふる里よいとこ探し ナチュラルブレイク	
橋本市民菊花展	
中将姫旧跡ラブリーウォーク	
くまの古道歴史民俗資料館 常設展	有田市
有田市みかん資料館展示事業	
有田市郷土資料館 常設展・特別展	
箕島漁港とれピチ朝市	
みかんの花街道ウォーク	
中将姫来迎会式	
第27回有田市芸能大会	
第36回紀文まつり花火大会	
宮原神社秋祭	
糸我稲荷神社秋祭	
須佐神社秋祭	
第59回有田市美術展・文化祭	御坊市
御坊市花火大会	
御坊祭	

文化プログラム	会 場 地
弁慶市	田 辺 市
田辺のうまい昼ごはんあがら井	
田辺市合併 10 周年記念 高野山開創 1200 年記念 第 18 回特別企画展「南方熊楠と真言密教」(仮題)	
熊野本宮大社例大祭	
合併 10 周年記念特別展 コレクションのあゆみ I	
七越祭	
船玉神社祭	
南方熊楠顕彰館・南方熊楠邸 特別公開	
田辺市合併 10 周年記念 第 25 回南方熊楠賞授賞式	
南方熊楠顕彰館・南方熊楠邸 特別開館	
田辺市合併 10 周年記念 第 41 回月例展・多屋謙吉(予定)	
田辺扇ヶ浜海水浴場海開き	
大塔鮎釣り大会	
南紀田辺ビーチサイドドルフィン in 扇ヶ浜	
田辺市立美術館 ミロ展～スペイン巨匠の版画～	
熊野古道なかへち美術館 館蔵品展 渡瀬凌雲展(仮称)	
田辺市合併 10 周年記念 第 19 回特別企画展 田辺湾の生物(仮題)	
田辺祭	
第 30 回熊野古道清姫祭り	
大塔地球元気村・大塔花火大会	
扇ヶ浜まつり	
流れ施餓鬼	
八咫の火祭り	
第 31 回紀南合唱祭	
合併 10 周年記念特別展 コレクションのあゆみ II	
第 43 回吹奏楽祭	
祝・紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会！ 南方熊楠顕彰館・南方熊楠邸 無料招待	
田辺市合併 10 周年記念・第 42 回月例展 寺石正路(予定)	
第 29 回弁慶まつり	
第 62 回田辺市美術展覧会	
第 47 回田辺花火大会	
熊野速玉大社 熊野神宝館	新 宮 市
新宮市立歴史民俗資料館 常設展	
新宮市立佐藤春夫記念館 常設展	
国の天然記念物 浮島の森	
第 53 回熊野徐福万燈祭	

文化プログラム	会 場 地
那智勝浦吹奏楽団 第20回記念定期演奏会	新宮市
平成27年度新宮秋まつり	
御船祭(熊野速玉大社例大祭)	
旧南丘家住宅 常設展示	紀の川市
名手宿本陣 常設展示	
紀伊国分寺跡歴史公園・歴史民俗資料館常設展	
紀の川市桃山まつり・桃源郷ハーフマラソン	
大正琴まつり和歌山大会	
粉河祭	
好きやっしょ紀の川!～夢花火～市民まつり	
子ども夢のくに	
紀の川市メイヤーズカップ2015	
三船神社秋祭り	
青洲まつり	
劇団「華岡青洲」公演	
岩出市民俗資料館 常設展示	
第2回ハワイアンフラダンスショー	
室井滋&長谷川義史トークライブ	
いわで夏まつり	
緑花センター 秋の盆栽展	
大宮祭(よみさし祭)	
緑花センター 山草展	
緑花センター 小品盆栽展	
緑花センター 森のキノコ展	
みさと天文台 常設展	紀美野町
文化協会展・芸能発表会	
生石高原山開き	
レラシオン・セラミカ	
ペルセウス座流星群特別観望会	
きみの夏祭り	
小原洞窟恐竜ランド(小原鉦山跡洞窟体験)	かつらぎ町
丹生都比売神社 花盛祭(はなもりさい)	
かつらぎ町 歴史・文化講座	
かつらぎ町美術展	
星空のつどい	
第41回仲間と踊ろう郷土の夕べ	
かつらぎ夏まつり	
平成のご造営竣工記念 丹生都比売神社収蔵庫公開	

文化プログラム	会 場 地
第 31 回伊都管楽アンサンブル 定期演奏会	かつらぎ町
紙遊苑企画展「スイセン展」	九度山町
町家の人形めぐり	
こいのぼり丹生川渡し	
花盛祭	
紙遊苑企画展「民芸和風展」	
真田祭	
九度山八景絵画展	
紙遊苑企画展「アサガオ展」	
傘鉾(県指定無形民俗文化財)	
椎出鬼の舞(県指定無形民俗文化財)	
九度山町 夏祭り	
九度山百景絵画展(第一部)	
えびすのお渡し	
九度山百景絵画展(第二部)	
丹生官省符祭り	
高野山開創 1200 年記念大法会	高野町
金堂御本尊特別開帳・金剛峯寺持仏御本尊開帳	
旧正御影供御逮夜・旧正御影供	
青葉まつり	
第 42 回万燈供養会(ろうそくまつり)	
傘鉾祭	
世界遺産高野山ツーデーマーチ	湯浅町
紀州湯浅のシロウオまつり	
七夕まつり	
湯浅まつり	
國津神社例祭(秋祭)	
幸神社例祭(秋祭)	
顯國神社例祭(秋祭)	
紀州湯浅の鯖っと鯨まつり	
ゆあさ愛あいまつり	広川町
稲むらの火祭り	
ふるさとまつり	有田川町
ちいさな駅美術館・絵本企画展	
地域交流センター(ALEC)企画展	
有田川町鉄道交流館 常設展	美浜町
吉原祭(松原王子神社の秋季祭)	
和田祭(御崎神社の秋季祭)	

文化プログラム	会 場 地
ひだかニッコリゆかたフェスタ	日高町
クエ・フェア	
第 25 回元気ゆら ふるさとフェスティバル	由良町
衣奈祭	
由良祭	
春のおはなし会	印南町
七夕コンサート in いなみ	
いなみ盆踊り大会	
印南祭	
鹿島神社奉納花火祭り	みなべ町
須賀神社の秋祭り	
東西岩代八幡神社の秋祭り	
鹿島神社の秋祭り	
高城天宝神社の秋祭り	
みやまの里 ふじまつり	日高川町
ヤッホー選手権大会	
道成寺会式(ジャンジャカ踊り)	
上阿田木神社祭り	
日高川町ほたる観賞の夕べ	
日高川町夏まつり	
紀道まつり(紀道神社の秋祭り)	
長子祭り(長子神社の秋祭り)	
笑い祭り(丹生神社秋祭り)	
土生祭り(土生神社秋祭り)	
平草原公園桜まつり	白浜町
南方熊楠記念館 開館 50 周年記念特別展	
第 26 回白浜町美術家協会展	
海水浴場海開き(白良浜)	
第 47 回砂まつり大会	
有間皇子記念式典・献湯祭・温泉神社式典	
第 53 回和歌山県美術家協会展 白浜展	
文化講演会	
南紀白浜温泉キャンドルイルミネーション 2015	
南紀白浜温泉 2015 年メッセージ花火	
日置川鮎釣り大会・日置川鮎まつり	
白浜花火フェスティバル	
湯のまちしらはまおどり	
白浜花火大会	

文化プログラム	会 場 地
熊野水軍埋蔵金探し	白浜町
第 6 回南紀白浜フラフェスティバル	
京都大学白浜水族館 ポストカードプレゼントキャンペーン	
日出神社御船祭	
富田川友遊フェスティバル	上富田町
イノブータン王国建国 30 周年祭 第 35 回イノブタダービー	すさみ町
勝浦漁港にぎわい広場	那智勝浦町
読書スタンプラリー	
熊野那智大社例大祭（那智の扇祭り）	
那智勝浦町花火大会	
高芝の獅子舞	
第 21 回読書マラソン大会	
あげいん熊野詣	太地町
在米太地人会創立 100 周年記念特別展	
一枚岩守り犬の夏祭り	古座川町
北山村観光筏下り	北山村
北山村追善盆踊り	
日米修好記念館 常設展示	串本町
トルコ記念館 常設展示・トルコ軍艦遭難慰霊碑	
檜野埼灯台旧官舎 常設展示	
第 53 回和歌山県美術家協会展 串本展	
河内祭の御船行事	
熊野水軍古座河内祭の夕べ	
第 11 回串本まつり	

※会場地数は、9 市 20 町 1 村

19 公開競技

公開競技は、次表のとおりとし、実施については、「国民体育大会公開競技実施基準」に基づく実施要項による。

公 開 競 技	会 場 地
綱引	紀の川市
ゲートボール	高野町
パワーリフティング	広川町
グラウンド・ゴルフ	すさみ町

20 デモンストレーションスポーツ

デモンストレーションスポーツは、次表のとおりとし、実施については、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づく実施要項による。

デモンストレーションスポーツ	会 場 地
合気道	田辺市
インディアカ	田辺市
ウォーキング	古座川町
ウォークラリー	由良町、太地町
エアロビック	海南市
オリエンテーリング	かつらぎ町
カローリング	海南市
近代3種	有田市
キンボールスポーツ	田辺市
ゲートゴルフ	紀美野町
3B 体操	高野町
サーフィン	和歌山市
スポーツチャンバラ	有田川町
スポーツ吹矢	湯浅町
ソフトバレーボール	橋本市
庭球野球T E - Y A	橋本市
ティーボール	有田市
日本拳法	海南市
バウンドテニス	海南市
パラグライダー・ハングライダー	紀の川市
パークゴルフ	紀美野町
ビリヤード	紀の川市
ビーチラグビー	白浜町
ビーチボールバレー	美浜町
武術太極拳	海南市
ペタンク	紀の川市
リレーション3 (3人制ゲートボール)	有田川町

※会場地数は6市、10町

21 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は、参加負担金が定められた納入期限までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

第 70 回国民体育大会における監督への 公認スポーツ指導者資格義務付けに係る取り扱いについて

監督については日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

なお、第 70 回大会における特例として、以下の者の取り扱いについて、各競技において下表のとおり定める。

・平成 27 年 10 月 1 日付の登録手続きを行う者（平成 27 年 10 月 1 日付認定予定者）

（平成 27 年 3 月 12 日現在）

競 技	取 り 扱 い	競 技	取 り 扱 い
陸上競技	○	馬術	○
水泳	×	フェンシング	○
サッカー	×	柔道	×
テニス	○	ソフトボール	×
ボート	×	バドミントン	×
ホッケー	○	弓道	×
ボクシング	○	ライフル射撃	×
バレーボール	○	剣道	○
体操	○	ラグビーフットボール	○
バスケットボール	○	山岳	○
レスリング	○	カヌー	○
セーリング	○	アーチェリー	○
ウェイトリフティング	○	空手道	○
ハンドボール	○	銃剣道	○
自転車	○	クレール射撃	○
ソフトテニス	○	なぎなた	×
卓球	○	ボウリング	○
軟式野球	○	ゴルフ	○
相撲	○		

○・・・公認スポーツ指導者資格を有する者と同等の者として扱う。